

# 令和7年度教職員サポートルーム事業

(静西教育事務所)

## 1 事業目的

教職員が学校教育活動に専念できるよう、教職経験豊かな相談員が面談を通じて、悩み等を聴くことで、心身の健康づくりを支援する。

## 2 事業概要

教育事務所に配置された相談員が、訪問面接・電話により相談を実施。

項目		実施	備考
訪問 相談	指定面談	月、火、水	新規採用2年目、及び初任者のうち初任者研修免除者の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、主事）を対象
	希望面談		校長または本人からの申し出がある場合
電話・面接相談		木	午後0時～午後4時（専用電話）0537-24-3600

※要請があれば、木についても訪問相談（希望面談）は可能。

## 3 相談員

2名の相談員（専任）による

## 4 訪問相談（指定面談）について

### (1) 訪問計画

年度当初に訪問校・期日を一覧表にして配布する。調整後訪問開始は5月上旬の予定。

### (2) 訪問当日の流れ

相談員は、原則として、午前は9時～正午、午後は1時～4時まで在校する。学校は、下の例を参考に自校の状況に合わせて詳細を計画する。

(例) ① 管理職との面談 I (15～30分)

↓ ※日程と面談者等を確認

② 授業参観等 (10～50分) × 人数分

↓ ※対象者が2人以上の場合は、等分で可

③ 個人相談 (40～60分) × 人数分

↓

④ 管理職との面談 II (15～30分)

※管理職との面談は、校長が行う。ただし、出張等でやむをえない場合は教頭で可

※希望面談（指定面談教職員以外）を組み込むことも可

## 5 訪問相談（希望面談）について

(1) 公立小中学校長会後の4月21日(月)から受付を開始する。

(2) 要請は校長を通して行い、訪問日時は校長と調整し決定する。

## 6 電話・面接相談について

### (1) 電話相談

教職員が直接、専用電話で相談する。(専用ダイヤル) 0537-24-3600

### (2) 面接相談

面接は、基本的に総合教育センター内で行う。